

令和3年第5回（7月）吉川市議会臨時会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	第 48 号議案	吉川市手数料条例等の一部を改正する条例	1
2	第 49 号議案	工事請負契約の締結について	5

第48号議案

吉川市手数料条例等の一部を改正する条例

(吉川市手数料条例の一部改正)

第1条 吉川市手数料条例（平成12年吉川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	事務の種類	手数料の額	区分	事務の種類	手数料の額
略			略		
2 住	(1)～(18) 略	略	2 住	(1)～(18) 略	略
民 関			民 関	<u>(19) 規則で定める個</u>	<u>1 件につき</u>
係			係	<u>人番号カードの交付</u>	<u>800円</u>
略			略		

(吉川市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 吉川市個人情報保護条例（平成12年吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

<p>(1) 略</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>個人情報の保護に関する法律第2条第3項</u>に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>(4)～(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施（前条の規定により準用された第24条第3項前段の規定による実施を含む。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条<u>第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項</u>に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>(4)～(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施（前条の規定により準用された第24条第3項前段の規定による実施を含む。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条<u>第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>
--	--

(吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年吉川市

条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第<u>11</u>号の規定に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第<u>11</u>号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき及び法別表第2の第1欄に掲げる市の機関が、当該市の機関以外の同表の第3欄に掲げる市の機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる市の機関が当該特定</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第<u>10</u>号の規定に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第<u>10</u>号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき及び法別表第2の第1欄に掲げる市の機関が、当該市の機関以外の同表の第3欄に掲げる市の機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる市の機関が当該特定</p>

個人情報を提供するときとする。 2 略	個人情報を提供するときとする。 2 略
------------------------	------------------------

## 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第2条中吉川市個人情報保護条例第2条第1項第2号及び第3号の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第2条の規定の施行の日から施行する。

令和3年7月8日提出

吉川市長 中原恵人

## 提案理由

デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布により、吉川市手数料条例（平成12年吉川市条例第6号）に定める個人番号カードの再交付手数料の削除等、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

## 第49号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 旭小学校・栄小学校トイレ改修工事
- 2 工事場所 吉川市大字南広島1940番地他1箇所
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和3年12月24日まで
- 4 請負金額 198,605,000円
- 5 受 注 者 住 所 埼玉県春日部市豊野町二丁目32番地19  
氏名又は名称 正和工業株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 横田生樹

令和3年7月8日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

旭小学校・栄小学校トイレ改修工事の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。